新型コロナウイルス感染拡大防止のための本校の取組

令和２年（２０２０年）５月２５日

熊本県立盲学校

１．１日の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 登校 | ○家庭（舎）で検温。職員も出勤前に検温。○できていない場合は保健室で必ず測る。 |
| 授業中 | ○密集する活動や人と接触する活動を避ける等の工夫を行う。○共有される用具や物品は事前、事後消毒。使用後は必ず手を洗う。 |
| 休み時間 | ○密になる状況を避け、それぞれの教室等で過ごす。○毎回、授業（活動）の前に必ず手を洗い、席に着く。 |
| 給食前 | ○手洗い、手指消毒（エタノール）をする。机等の消毒も行う。 |
| 配膳 | ○配膳する幼児児童生徒、職員は必ずマスク及び衛生的な服装（エプロン、三角巾）を着用する。○配膳前に手指消毒（エタノール）を行う。 |
| 食前 | ○再度手指消毒（エタノール）を行う。 |
| 給食中 | ○向かい合わず、小さな声で話す。○可能な限り少人数で食事をとる。 |
| 給食後 | ○必要な場合は学校で検温。○放課後等デイサービスや寄宿舎等を利用する幼児児童生徒については下校時までに原則検温し、引き渡す。 |
| 下校後 | ○職員全員で担当掃除区域（ドアノブ、スイッチ、手すり等）の消毒（次亜塩素酸）を行う。 |

２．こまめに実施すること

（１）部屋の換気

・可能な限り対角線上の２方向の窓を同時に開ける。

（２）手洗い、手指消毒

・手洗いのたびにペーパータオルで拭く。タオルの共有はしない。

（３）マスク、咳エチケット

３．その他

（１）消毒液（次亜塩素酸）の使用について

　・消毒用（ドアノブ、スイッチ、手すり等）にクラス毎に１本ずつ配付する。必ず手袋を着用し、使わないときは幼児児童生徒の届かないところに保管する。

　・次亜塩素酸には毒性があるため、消毒後その部位が乾くまでは触れないようにする。

・ガイドラインに従い、１日１回以上実施する。特に基礎疾患や免疫抑制剤等を用いている幼児児童生徒のいるクラスについては、数回に渡って実施することが望ましい。

・特別教室についても、担当の先生を中心に１日１回以上実施する。

　・次亜塩素酸が分解されるので、作り置きはしない（週末回収、週始めに配付）。

（２）ペーパータオルの使用について

・次亜塩素酸での消毒時と、手洗い後に使用するペーパータオルをトイレや教室等

に１つずつ配付する。

・使用後は手の平でピンポンボール大まで丸めてから捨てる。

（３）職員の服装について

　・幼児児童生徒と接触頻度の高い職員（トランスファー等）、基礎疾患のある幼児

児童生徒の担任等は通勤時と勤務時の服装を分ける。

（４）幼児児童生徒に症状（※）が出た場合の対応

　　※症状…

発熱、かぜ症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等（熊本県教育委員会）

・保護者等に連絡をし、必ず迎えにきてもらう。迎えにこられるまでの間、教室または待機部屋（礼法室等）を用意する。

・医療機関を受診される際には、必ず「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児医療機関等に電話相談の上で受診していただく。